

# シニア向け情報



**対象**

- ・住民税非課税世帯かつ別世帯に配偶者がいる場合には、配偶者も住民税非課税の方
- ・預貯金等が単身1000万円、

**介護保険負担限度額認定申請を受け付けています**



低所得者の方の施設利用(施設サービスや短期入所サービス)が困難となるないように、申請により、食費・居住費(滞在費)の一定額以上は保険給付されます。

- 問合せ先**  
役場 民生課  
内線 115・158
- ⑧預貯金通帳等**  
**①②③**については、町ホームページからダウンロードできます。

- ⑥申請者の本人確認書類(顔写真付でないものであれば2点)**

- ⑤個人番号カードまたは通知カード**  
**④介護保険被保険者証**  
**③代理申請の場合**は、委任状  
**②同意書**

**不正行為への加算金**  
預貯金等の申請で不正を行つた場合、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を支払うことになります。

## 申請に必要なもの

夫婦2000万円以内の方(預貯金等とは、預貯金、信託、有価証券、現金など)  
※負債がある場合は預貯金等の額から差し引きます。

負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円(420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、( )内の金額となります。

## シルバー人材センター 新規入会説明会

とき 8月8・22日(水)

午前10時から1時間程度

ところ 総合福祉センター高齢者

生きがいセンター内 2階会議室  
健康で働く意欲のある60歳以上で町内在住の方

対象 健康で働く意欲のある60歳以上で町内在住の方

申込・問合せ先 シルバー人材センター ☎(443)1680

### 金婚夫婦をお祝いします

結婚生活50年の金婚夫婦の方を、敬老会でお祝いします。

●金婚夫婦に該当する方

平成30年9月15日現在、本町に住所がある方で、婚姻生活が50年になつたご夫婦(昭和42年9月16日から昭和43年9月15日までに結婚された方)

申出期間 8月1日(水)～31日(金) ※土日・祝日を除く

申出方法 次のものを役場住民課へ持参してください。

・印鑑  
(仲良く前を向いて写っているもの) ※広報に掲載します。

・お2人で写っている写真

・ねたきり老人または重度身体障害者

- 戸籍謄本  
(本町に本籍がない方のみ)  
その他 要件を満たしていて、今までに申し出ていないご夫婦も今年お祝いをしますので、申し出ください。  
過去に金婚夫婦としてお祝いを受けられた方は除きます。

問合せ先 役場住民課  
内線173・174

### 高齢者 福祉サービス

#### 緊急通報装置 設置事業

緊急通報用の電話機を貸与します。急病や災害等の緊急時にボタン一つで海部東部消防署および協力員に通報できます。協力員2名を確保して申し込んでください。

対象  
おおむね65歳以上のひとり暮らし老人、ねたきり老人等に、日常生活用具を給付または貸与します。ただし、収入に応じて一部自己負担額が必要となります。

内容  
おおむね65歳以上のひとり暮らし老人、ねたきり老人等に、日常生活用具を給付または貸与します。ただし、収入に応じて一部自己負担額が必要となります。

利用料  
電磁調理器、自

- 障害者を抱える高齢者のみの世帯の方、またはこれに準ずる世帯の方等  
高齢者同士やボランティアの方々との交流を深めていただき、ひとり暮らし老人の方々の健康保持と積極的な社会参加を図ります。

### 寝具乾燥・ 消毒サービス事業

ねたきり老人等の衛生を保持するためのサービスを無料で実施しています。ただし、所得制限があります。

対象 65歳以上でねたきり状態の方等

内容 居宅を訪問して寝具を収集し、熱風による寝具の乾燥および殺菌消毒を行い配達します。

実施回数 月1回(寝具4枚まで)

### 老人日常生活用具 給付等事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし老人、ねたきり老人等に、日常生活用具を給付または貸与します。ただし、収入に応じて一部自己負担額が必要となります。

対象  
おおむね65歳以上のひとり暮らしの方

内容  
高齢者または身体障害者のみの世帯およびこれに準じる世帯を、昼食時に各家庭へ配達します。

利用料  
動消火器、火災警報器等

## ひとり暮らし老人 ふれあい交流事業

高齢者同士やボランティアの方々との交流を深めていただき、ひとり暮らし老人の方々の健康保持と積極的な社会参加を図ります。

### 配食サービス事業

調理が困難なひとり暮らしの高齢者等の方に、定期的に居宅に訪問してバランスのとれた食事を提供するとともに、ご本人の安否確認を行います。

対象 65歳以上のひとり暮らしの方

内容 スポーツ、レクリエーション、入浴、会食など

利用料 会食に伴う食材料費  
1食 300円

## 家族介護慰労事業



重度の要介護状態にある高齢者等を在宅で常時介護している方に、家族介護慰労金を支給します。

**対象** 要介護4、5と判定された町民税非課税世帯の高齢者を、過去1年間介護サービスを受けずに在宅で介護している家族

※年間当たり7日間までの短期入所生活介護または短期入所療養介護については、サービスを受けなかつたものとします。

**支給額(年額)** 10万円

## 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健やかに自分らしい生活を送ることができるよう、センターの社会福祉士、主任ケアマネジャー、看護師が中心となつて必要な援助・支援を包括的に行います。

### 内容

- ・高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、要支援者等を対象とした予防給付および介護予防日常生活支援総合事業のケアプランを作成します。
- ・高齢者やその家族・近隣に暮らす方々の介護に関する相談や心配ごとなど、総合的な相談に応じます。
- ・高齢者が安心して暮らすため、虐待の早期発見に対応するなど、さまざまな権利を守るために支援を行います。
- ・高齢者の心身の状態に合わせ、必要なサービスが提供されるよう、ケアマネジャーへの指導・助言や関係機関との連絡調整を行います。

**問合せ先** 社会福祉協議会内地

☎ (442)0857

## 在宅介護支援センター



在宅の要援護高齢者または要援護となる恐れのある高齢者を抱える家族等の各種相談に対し、面接や24時間の電話相談などに応じ、ニーズに合つた各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整を行います。

また、公的保健福祉サービスの利用手続きに関する代行申請等も行います。

**問合せ先** 老人保健施設「四季の里」内 町在宅介護支援センター ☎ (441)5155

## 公民館内図書室を臨時閉室します

蔵書点検作業を実施するため、図書室を次のとおり閉室します。

期間中は図書の返却のみ事務室にて受け付けます。

また、学習室もこの期間中は、閉室します。

### 閉室期間

8月26日(日)・9月4日(火)～12日(水)

なお、9月13日(木)から通常どおり開室します。

※図書室閉室に伴い、8月28日(火)～9月2日(日)に限り、

図書の貸出冊数を3冊から5冊へ変更します。どうぞご利用ください。

**問合せ先** 公民館内 社会教育課 ☎ (443)2671

